明治四十年法律第四十五号 刑法別冊ノ通之ヲ定ム

目 日ヨリ之ヲ廃止ス 明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ 此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第 一章

第一編 総則

第二章 通則 刑 (第九条—第二十一条) (第一条—第八条)

第三章 期間計算(第二十二条—第二十四 条)

第五章 第四章 刑の執行猶予(第二十五条―第二十 仮釈放(第二十八条—第三十条 七条の七

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免 五条—第四十二条) -第三十四条の二) (第三十

第六章

刑の時効及び刑の消滅(第三十一

条

第十章 第九章 併合罪(第四十五条—第五十五条) 未遂罪(第四十三条·第四十四条) 累犯 (第五十六条—第五十九条)

第

第十一

第十二

章 章

酌量減軽(第六十六条・第六十七 共犯 (第六十条—第六十五条)

第十三 章 加重減軽の方法 七十二条 (第六十八条—第

第二編 罪

第一章 削除

第二章 内乱に関する罪 十条) (第七十七条—第八

第三章 外患に関する罪 -九条) (第八十一条—第

第四· 章 四条) 国交に関する罪 (第九十条—第九十

第五章 公務の執行を妨害する罪 (第九十五

逃走の罪(第九十七条―第百二条 条―第九十六条の六)

第七章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪 条―第百五条の二) (第百

第九章 放火及び失火の罪(第百八条 騒乱の罪(第百六条・第百七条) |第百

第十章 出水及び水利に関する罪 条—第百二十三条) (第百十九

> 第十二章 第十一章 往来を妨害する罪(第百二十四条 住居を侵す罪(第百三十条―第百 第百二十九条)

第十三章 秘密を侵す罪 1十二条) (第百三十三条—第

百三十五条)

第十四章 あへん煙に関する罪 —第百四十一条 (第百三十六

第十五· 飲料水に関する罪(第百四十二条 第百四十七条)

第十六章 通貨偽造の罪 (第百四十八条 第

第十七章 百六十一条の二) 文書偽造の罪(第百五十四条―第 百五十三条)

第十八章 有価証券偽造の罪 条·第百六十三条) (第百六十)

第十八章 の二支払用カード電磁的記録に関 第百六十三条の五) する罪(第百六十三条の二―

第十九 章 印章偽造の罪(第百六十四条―第 百六十八条)

十九章の二不正指令電磁的記録に関する 罪(第百六十八条の二・第百

第二十章 偽証の罪 (第百六十九条―第百七 十一条) 六十八条の三)

第二十一章 虚偽告訴の罪(第百七十二条・ 第百七十三条)

の罪(第百七十四条—第百八十第二十二章わいせつ、強制性交等及び重婚

第二十四 第二十三 章礼拝所及び墳墓に関する罪(第 章 ・賭博及び富くじに関する罪(第 百八十五条—第百八十七条)

第二十五章 汚職の罪(第百九十三条―第百 百八十八条—第百九十二条)

第二十六章 百三条) 殺人の罪(第百九十九条―第1 九十八条)

第二十七章 傷害の罪 八条の二) (第 |百四条||第二百

第二十九 第二十八章 堕胎の罪 過失傷害の罪 百十六条) 二百十一条) (第 (第二百九条—第 |百十二条||第|

> 第三十章 遺棄の罪 (第二百十七条—第1

云

第三十一章 第三十二章 脅迫の罪(第二百二十二条・第 逮捕及び監禁の罪 条・第二百二十一条) (第 三百 干

第三十三 章略取、誘拐及び人身売買の罪 二百二十三条)

(第二百二十四条—第二百二十

第三十四 名誉に対する罪(第二百三十条 第二百三十二条)

第三十五 章信用及び業務に対する罪(第1 百三十三条―第二百三十四条の

(国民の国外犯)

第三十六章 窃盗及び強盗の罪(第二百三十 五条—第二百四十五条

第三十七章 章 詐欺及び恐喝の罪(第二百四十 六条—第二百五十一条)

第三十八 第三十九 章 横領の罪(第二百五十二条―第 盗品等に関する罪(第二百五十 一百五十五条)

第四十章 毀棄及び隠匿の罪(第二百五十八 条-第二百六十四条) 六条・第二百五十七条)

第一編 第一章 総則 通則

(国内犯)

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯 たすべての者に適用する。

2 おいて罪を犯した者についても、前項と同様と 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内に

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げ (すべての者の国外犯)

る罪を犯したすべての者に適用する。 備及び陰謀、内乱等幇助)の罪 第七十七条から第七十九条まで (内乱、 予

患援助)、第八十七条(未遂罪)及び第八十一 第八十一条(外患誘致)、第八十二条(外 八条(予備及び陰謀)の罪

五. 兀 書原本不実記載等)、第百五十八条(偽造公 条 (公文書偽造等)、第百五十七条 及びその未遂罪 文書行使等)及び公務所又は公務員によって 第百四十八条(通貨偽造及び行使等) 第百五十四条 (詔書偽造等)、 第百五十五 (公正証 の 罪

作られるべき電磁的記録に係る第百六十一条 六十三条(偽造有価証券行使等)の罪 の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪 第百六十二条(有価証券偽造等)及び第百

七 第百六十三条の二から第百六十三条の五ま

で(支払用カード電磁的記録不正作出等、

不

第百六十四条第二項、第百六十五条第二項及 偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用 的記録不正作出準備、未遂罪)の罪 正電磁的記録カード所持、支払用カード び第百六十六条第二項の罪の未遂罪 等、公記号偽造及び不正使用等)の罪並びに 第百六十四条から第百六十六条まで(御璽

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げ る罪を犯した日本国民に適用する。 らの規定の例により処断すべき罪並びにこれ条第一項(非現住建造物等放火)の罪、これ 第百八条(現住建造物等放火)及び第百九

二 第百十九条 (現住建造物等浸害) の らの罪の未遂罪

三 第百五十九条から第百六十一条まで(私文 以外の電磁的記録に係る第百六十一条の二の行使)及び前条第五号に規定する電磁的記録 書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等

の罪及び同条第二項の罪の未遂罪 第百六十七条 (私印偽造及び不正使用等)

五 第百七十六条から第百八十一条まで(強 準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び 交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷)及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性

第百九十八条(贈賄)の罪第百八十四条(重婚)の罪

八 第二百四条 (傷害) 及び第二百五条 致死)の罪 第百九十九条(殺人)の罪及びその未遂罪 (傷害

上堕胎及び同致死傷、不同意堕胎、不同意堕九 第二百十四条から第二百十六条まで(業務 胎致死傷) の罪

び同条の罪に係る第二百十九条 第二百十八条(保護責任者遺棄等)の (遺棄等致死棄等) の罪及

百二十一条 (未成年者略取及び誘拐、 第二百二十条(逮捕及び監禁) 第二百二十四条から第二百二十八条まで (逮捕等致死傷)の 営利目的等略取及 及び第二

目的略取及び誘拐、人身売買、 在国外移送、被略取者引渡し等、 び誘拐、身の代金目的略取等、 等、未遂罪)の、被略取者等所 所在国外移送

十五 第二百四十六条から第二百五十条まで 盗、強盗致死傷)、第二百四十一条第一項及から第二百四十条まで(事後強盗、昏酔強 びに第二百四十三条(未遂罪)の罪 び第三項(強盗・強制性交等及び同致死)並 (窃盗、不動産侵奪、強盗)、第二百三十八条 第二百三十五条から第二百三十六条まで 第二百三十条(名誉毀損)の罪

第二百五十三条(業務上横領)の罪 未遂罪)の罪 電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、

第二百五十六条第二項(盗品譲受け等)

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本

二 第百九十九条(殺人)の罪及びその未遂罪 交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷)の罪 準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性 第百七十六条から第百八十一条まで(強制 第二百四条(傷害)及び第二百五条(傷害 いせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び

二十一条(逮捕等致死傷)の罪 第二百二十条(逮捕及び監禁)及び第二百

在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所 び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送 (未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及 第二百二十四条から第二百二十八条まで

を除く。)の未遂罪 死)の罪並びにこれらの罪(同条第一項の罪 項及び第三項(強盗・強制性交等及び同致 盗、強盗致死傷)並びに第二百四十一条第一 から第二百四十条まで(事後強盗、昏酔強 第二百三十六条(強盗)、第二百三十八条

(公務員の国外犯)

第四条 この法律は、日本国外において次に掲げ る罪を犯した日本国の公務員に適用する。 及びその未遂罪 第百一条(看守者等による逃走援助) の罪

> (条約による国外犯) 重収賄及び事後収賄、あっせん収賄)の罪並 六条(特別公務員職権濫用等致死傷)の罪 びに第百九十五条第二項の罪に係る第百九十 百九十七条から第百九十七条の四まで(収 十五条第二項(特別公務員暴行陵虐)及び第 第百五十六条(虚偽公文書作成等)の罪 第百九十三条 (公務員職権濫用)、第百九 受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加

第四条の二 第二条から前条までに規定するもの ものを犯したすべての者に適用する。 編の罪であって条約により日本国外において犯 のほか、この法律は、日本国外において、第二 したときであっても罰すべきものとされている (外国判決の効力)

第五条 外国において確定裁判を受けた者であっ きは、刑の執行を減軽し、又は免除する。 (刑の変更) い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたと|第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、 妨げない。ただし、犯人が既に外国において言 ても、同一の行為について更に処罰することを

第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があった ときは、その軽いものによる。

第七条 この法律において「公務員」とは、国又 2 この法律において「公務所」とは、官公庁そ 従事する議員、委員その他の職員をいう。 は地方公共団体の職員その他法令により公務に の他公務員が職務を行う所をいう。 (定義)

は、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に第七条の二 この法律において「電磁的記録」と 用に供されるものをいう。 る記録であって、電子計算機による情報処理の よっては認識することができない方式で作られ

(他の法令の罪に対する適用)

も、適用する。ただし、その法令に特別の規定第八条 この編の規定は、他の法令の罪について があるときは、この限りでない。

第二章

(刑の種類)

第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料 を主刑とし、没収を付加刑とする。 (刑の軽重)

第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序によ 役の長期の二倍を超えるときも、 る。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁 とする。 錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲 禁錮を重い刑

3 2 期若しくは寡額が同じである同種の刑は、 重い刑とする。 ときは、短期の長いもの又は寡額の多いものを ものを重い刑とし、長期又は多額が同じである 二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多い 犯情

第十一条 死刑は、 (死刑) によってその軽重を定める。 刑事施設内において、 絞首し

2 死刑の言渡しを受けた者は、 まで刑事施設に拘置する。 て執行する。 その執行に至る

第十二条 懲役は、無期及び有期とし、 は、一月以上二十年以下とする。 (懲役) 有期懲役

| 2 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行 わせる。

(禁錮)

2 は、一月以上二十年以下とする。 禁錮は、刑事施設に拘置する。 有期禁錮

(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)

第十四条 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮を減 は、その長期を三十年とする。 軽して有期の懲役又は禁錮とする場合において

2 する場合においては一月未満に下げることがでは三十年にまで上げることができ、これを減軽 有期の懲役又は禁錮を加重する場合において

(罰金)

第十五条 罰金は、一万円以上とする。ただし、 これを減軽する場合においては、 下げることができる。 一万円未満に

第十六条 事施設に拘置する。 拘留は、一日以上三十日未満とし、 刑

第十七条 科料は、 (科料) (労役場留置) 千円以上一万円未満とする。

3 2 第十八条 罰金を完納することができない者は、 ことができない。科料を併科した場合における 留置の期間は、 上三十日以下の期間、労役場に留置する。 した場合における留置の期間は、三年を超える 一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。 科料を完納することができない者は、一日以 罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科 六十日を超えることができな

4 できない場合における留置の期間を定めて言い 渡しとともに、罰金又は科料を完納することが 渡さなければならない。 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言

5 とができない。 内、科料については裁判が確定した後十日以内 は、本人の承諾がなければ留置の執行をするこ 罰金については裁判が確定した後三十日

6 る。)とする。 未満の端数を生じるときは、これを一日とす 当する金額で除して得た日数(その日数に一日 留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相 罰金又は科料の一部を納付した者についての

(没収)

第十九条次に掲げる物は、 没収することができ

犯罪行為を組成した物

犯罪行為の用に供し、 又は供しようとした

よって得た物又は犯罪行為の報酬として得た 犯罪行為によって生じ、若しくはこれに

前号に掲げる物の対価として得た物

2 これをすることができる。ただし、犯人以外の 兀 情を知って取得したものであるときは、これを 者に属する物であっても、犯罪の後にその者が 没収することができる。 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、

第十九条の二 前条第一項第三号又は第四号に掲 げる物の全部又は一部を没収することができな いときは、その価額を追徴することができる。 (没収の制限)

第二十条 拘留又は科料のみに当たる罪について 掲げる物の没収については、この限りでない。 ができない。ただし、第十九条第一項第一号に は、特別の規定がなければ、没収を科すること (未決勾留日数の本刑算人)

第二十一条 未決勾留の日数は、その全部又は 部を本刑に算入することができる。

第三章 期間計算

(期間の計算)

第二十二条 月又は年によって期間を定めたとき は、暦に従って計算する。

(刑期の計算)

第二十三条 刑期は、 裁判が確定した日から起算

2 であっても、刑期に算入しない。 (受刑等の初日及び釈放) 拘禁されていない日数は、裁判が確定した後

第二十四条 受刑の初日は、時間にかかわらず、 日として計算する。時効期間の初日について 同様とする。

了の日の翌日に行う。 刑期が終了した場合における釈放は、 その終

第四章 刑の執行猶予

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若し ら一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執けたときは、情状により、裁判が確定した日か 行を猶予することができる。 くは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受 (刑の全部の執行猶予)

前に禁錮以上の刑に処せられたことがない

前に禁錮以上の刑に処せられたことがあって 免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に 処せられたことがない者 ても、その執行を終わった日又はその執行の前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっ

酌量すべきものがあるときも、前項と同様とす下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に ついては、この限りでない。 に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者に る。ただし、次条第一項の規定により保護観察 もその刑の全部の執行を猶予された者が一年以 ない。

(刑の全部の執行猶予中の保護観察)

第二十五条の二 前条第一項の場合においては猶 第二項の場合においては猶予の期間中保護観察 予の期間中保護観察に付することができ、同条

政官庁の処分によって仮に解除することができ 前項の規定により付せられた保護観察は、行

3 取り消されるまでの間は、保護観察に付せられ二第二号の規定の適用については、その処分を なかったものとみなす。 ときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の 前項の規定により保護観察を仮に解除された

(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の全 るときは、この限りでない 掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当す 言渡しを受けた者が第二十五条第一項第二号に ない。ただし、第三号の場合において、猶予の 部の執行猶予の言渡しを取り消さなければなら

> 予の言渡しがないとき。 刑に処せられ、その刑の全部について執行猶 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の

錮以上の刑に処せられ、その刑の全部につい て執行猶予の言渡しがないとき。 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上 の刑に処せられたことが発覚したとき。

3

第二十六条の二 次に掲げる場合においては、 の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことがで (刑の全部の執行猶予の裁量的取消し) 刑

きる。

られたとき。 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せ

察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せ 第二十五条の二第一項の規定により保護観 その情状が重いとき。

の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予 されたことが発覚したとき。 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上

第二十六条の三 前二条の規定により禁錮以上の も、その猶予の言渡しを取り消さなければなら は、執行猶予中の他の禁錮以上の刑について 刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したとき 他の刑の執行猶予の取消し) (刑の全部の執行猶予の取消しの場合における

第二十七条 刑の全部の執行猶予の言渡しを取り きは、 消されることなくその猶予の期間を経過したと (刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果) 刑の言渡しは、効力を失う。

(刑の一部の執行猶予)

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の懲役 又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情 猶予することができる。 年以上五年以下の期間、その刑の一部の執 り、かつ、相当であると認められるときは、一 の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮し て、再び犯罪をすることを防ぐために必要であ

免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に ても、その刑の全部の執行を猶予された者 ても、その執行を終わった日又はその執行の 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっ 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっ

処せられたことがない者

2 なくなった日から、その猶予の期間を起算す 執行を終わった日又はその執行を受けることが た刑については、そのうち執行が猶予されな る。 かった部分の期間を執行し、当該部分の期間の 前項の規定によりその一部の執行を猶予され

日又はその執行を受けることがなくなった日か執行すべき懲役若しくは禁錮の執行を終わった きは、第一項の規定による猶予の期間は、その り、又はその執行を受けることがなくなった時 において他に執行すべき懲役又は禁錮があると ら起算する。 前項の規定にかかわらず、その刑のうち執行 :猶予されなかった部分の期間の執行を終わ

(刑の一部の執行猶予中の保護観察)

第二十七条の三 前条第一項の場合においては、 2 前項の規定により付せられた保護観察は、行 政官庁の処分によって仮に解除することができ 猶予の期間中保護観察に付することができる。

3 ときは、第二十七条の五第二号の規定の適用に は、保護観察に付せられなかったものとみな ついては、その処分を取り消されるまでの間 前項の規定により保護観察を仮に解除された

第二十七条の四 次に掲げる場合においては、 (刑の一部の執行猶予の必要的取消し)

第三号に掲げる者であるときは、この限りでな予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項 ならない。ただし、第三号の場合において、猶の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければ、1十七条の四 次に掲げる場合においては、刑

の刑に処せられたとき。 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、 禁錮以上

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上 (刑の一部の執行猶予の裁量的取消し) 錮以上の刑に処せられたとき。 猶予の言渡しがないことが発覚したとき。 の刑に処せられ、その刑の全部について執行

の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことがで第二十七条の五 次に掲げる場合においては、刑 きる。

せられたとき。 猶予の言渡し後に更に罪を犯し、 罰金に処

察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守し なかったとき。 第二十七条の三第一項の規定により保護観

> 他の刑の執行猶予の取消し) (刑の一部の執行猶予の取消しの場合における

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部 第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを 期間の執行を終わった日又はその執行を受ける に減軽する。この場合においては、当該部分の なかった部分の期間を刑期とする懲役又は禁錮 たときは、その懲役又は禁錮を執行が猶予され 取り消されることなくその猶予の期間を経過し (刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果) の言渡しを取り消さなければならない。 予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予 執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶

(仮釈放) 第五章 仮釈放 終わったものとする。 ことがなくなった日において、

刑の執行を受け

| 愛っかがあるときは、有期刑についてはその第二十八条 | 懲役又は禁錮に処せられた者に改 ることができる。 過した後、行政官庁の処分によって仮に釈放す 刑期の三分の一を、無期刑については十年を経

第二十九条 次に掲げる場合においては、 (仮釈放の取消し等)

仮釈放

の処分を取り消すことができる。

一 仮釈放前に犯した他の罪について罰金以上 の刑に処せられたとき。 処せられたとき。 仮釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に

三 仮釈放前に他の罪について罰金以上の刑に

四 仮釈放中に遵守すべき事項を遵守しなかっ とき。 処せられた者に対し、その刑の執行をすべき

2 について仮釈放の処分を受けた場合において、 刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その たとき

は、釈放中の日数は、刑期に算入しない。 規定により仮釈放の処分が効力を失ったとき されたときは、その処分は、効力を失う。 当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消 仮釈放の処分を取り消したとき、又は前項の

3

第三十条 拘留に処せられた者は、情状により、 許すことができる。 いつでも、 行政官庁の処分によって仮に出場を

2 留置された者も、 罰金又は科料を完納することができないため 前項と同様とする

第六章 刑の時効及び刑の消滅

第三十一条 第三十二条 次の期間その執行を受けないことによって完成 た者は、時効によりその執行の免除を得る。 (時効の期間) 時効は、刑の言渡しが確定した後、 刑(死刑を除く。)の言渡しを受け

十年以上の有期の懲役又は禁錮については 無期の懲役又は禁錮については三十年

三 三年以上十年未満の懲役又は禁錮について

二十年

罰金については三年 三年未満の懲役又は禁錮については五年 2

(時効の停止) 拘留、科料及び没収については 一年

又は停止した期間内は、進行しない。 第三十三条 時効は、法令により執行を猶予し、

第三十四条 懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の ことによって中断する。 言渡しを受けた者をその執行のために拘束する

ることによって中断する。 罰金、科料及び没収の時効は、 執行行為をす

(刑の消滅)

第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又 に処せられないで五年を経過したときも、 り又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑 しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わ せられないで十年を経過したときは、刑の言渡 はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処 、同様 2

効力を失う。 二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは が確定した後、罰金以上の刑に処せられないで 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡し

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免

(正当行為)

第三十五条 罰しない。 法令又は正当な業務による行為は、

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は 他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした (正当防衛)

2 行為は、罰しない。 防衛の程度を超えた行為は、情状により、そ 又は免除することができる。

は財産に対する現在の危難を避けるため、やむ第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又 することができる。 為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除 限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行 を得ずにした行為は、これによって生じた害が 避けようとした害の程度を超えなかった場合に

は、適用しない。 前項の規定は、業務上特別の義務がある者に

2

(故意)

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しな この限りでない。 い。ただし、法律に特別の規定がある場合は、

なかった者は、その重い罪によって処断するこ時にその重い罪に当たることとなる事実を知ら 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の

することができる。

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、 罰し

第四十二条 罪を犯した したときは、その刑を減軽することが罪を犯した者が捜査機関に発覚する

たときも、前項と同様とする。 して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだね い罪について、告訴をすることができる者に対告訴がなければ公訴を提起することができな

第八章

第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げな は、その刑を減軽し、 ただし、自己の意思により犯罪を中止したとき かった者は、その刑を減軽することができる。 又は免除する。

第九章 併合罪

(併合罪)

に処する確定裁判があったときは、その罪とそ の裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合

し、没収は、この限りでない。 (併科の制限)

とはできない。

3 できない。ただし、情状により、その刑を減軽 よって、罪を犯す意思がなかったとすることは 法律を知らなかったとしても、そのことに

(心神喪失及び心神耗弱)

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減軽する。第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。 第四十条 削除

(責任年齢)

ない。 (自首等)

できる。

(未遂減免)

(未遂罪)

第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定め る。

| を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑| 第四十五条 確定裁判を経ていない二個以上の罪

第四十六条 併合罪のうちの一個の罪について死 刑に処するときは、他の刑を科さない。ただ

2 併合罪のうちの一個の罪について無期の懲役 又は禁錮に処するときも、他の刑を科さない。 ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでな

(有期の懲役及び禁錮の加重)

第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪につい ことはできない。 も重い罪について定めた刑の長期にその二分の れの罪について定めた刑の長期の合計を超える て有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最 一を加えたものを長期とする。ただし、それぞ (罰金の併科等)

第四十八条 罰金と他の刑とは、併科する。ただ し、第四十六条第一項の場合は、この限りでな

2 処するときは、それぞれの罪について定めた罰 金の多額の合計以下で処断する。 (没収の付加) 併合罪のうちの二個以上の罪について罰金に

第四十九条 併合罪のうちの重い罪について没収 収の事由があるときは、これを付加することが できる。 を科さない場合であっても、他の罪について没

2 (余罪の処理) 二個以上の没収は、併科する。

第五十条 併合罪のうちに既に確定裁判を経た罪 は、確定裁判を経ていない罪について更に処断 とまだ確定裁判を経ていない罪とがあるとき

(併合罪に係る二個以上の刑の執行)

|第五十一条 併合罪について二個以上の裁判が あったときは、その刑を併せて執行する。ただ し、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他 刑を執行しない。 べきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行す

2 行は、その最も重い罪について定めた刑の長期 にその二分の一を加えたものを超えることがで 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執

(一部に大赦があった場合の措置)

第五十二条 併合罪について処断された者がその ついて改めて刑を定める。 部の罪につき大赦を受けたときは、 他の罪に

(拘留及び科料の併科)

2 二個以上の拘留又は科料は、併科する。 第五十三条 拘留又は科料と他の刑とは、併 ない。 る。ただし、第四十六条の場合は、この限りで

第五十四条 一個の行為が二個以上の罪名に触 (一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等 の処理)

り処断する。 他の罪名に触れるときは、 れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が その最も重い刑によ

| 2 第四十九条第二項の規定は、 も、適用する。 前 項の場 一合に

第五十五条 削除

第十章 累犯

(再犯)

第五十六条 懲役に処せられた者がその執行を終 有期懲役に処するときは、再犯とする。 以内に更に罪を犯した場合において、その者を わった日又はその執行の免除を得た日から五年

役に処するときも、前項と同様とする。 更に罪を犯した場合において、その者を有期懲 より懲役に減軽されてその執行を終わった日若 られた者がその執行の免除を得た日又は減刑に しくはその執行の免除を得た日から五年以内に 懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処

の適用については、懲役に処せられたものとみ なかったものであるときは、再犯に関する規定 罪が最も重い罪でなかったため懲役に処せられ のうちに懲役に処すべき罪があったのに、その 併合罪について処断された者が、その併合罪

(再犯加重)

第五十七条 再犯の刑は、その罪について定めた 懲役の長期の二倍以下とする。

第五十八条 削除

(三犯以上の累犯)

第五十九条 三犯以上の者についても、 再犯の

第十一章

(共同正犯)

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行 は、すべて正犯とする。

第六十一条 2 教唆者を教唆した者についても、 は、 正犯の刑を科する。 人を教唆して犯罪を実行させた者に 前項と同様

第六十二条 (幇助) (従犯減軽) 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。 正犯を幇助した者は、従犯とする

第六十三条 従犯の刑は、正犯の刑を減軽する。 (教唆及び幇助の処罰の制限)

唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰し第六十四条 拘留又は科料のみに処すべき罪の教 唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、

(身分犯の共犯)

第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪 行為に加功したときは、身分のない者であって 共犯とする。

分のない者には通常の刑を科する。 身分によって特に刑の軽重があるときは、 身

第十二章

ときは、その刑を減軽することができる。 (法律上の加減と酌量減軽) 犯罪の情状に酌量すべきものがある

第六十七条 法律上刑を加重し、又は減軽する場 合であっても、酌量減軽をすることができる。 第十三章 加重減軽の方法

(法律上の減軽の方法)

第六十八条 以上の事由があるときは、次の例による。 は禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とす 死刑を減軽するときは、無期の懲役若しく 法律上刑を減軽すべき一個又は二個

年以上の有期の懲役又は禁錮とする。 無期の懲役又は禁錮を減軽するときは、

2

三 有期の懲役又は禁錮を減軽するときは、そ の長期及び短期の二分の一を減ずる。 の二分の一を減ずる。 罰金を減軽するときは、その多額及び寡額

科料を減軽するときは、 を減ずる。 拘留を減軽するときは、 その多額の二分の その長期の二分の

(法律上の減軽と刑の選択)

第六十九条 法律上刑を減軽すべき場合におい ず適用する刑を定めて、その刑を減軽する。 各本条に二個以上の刑名があるときは、ま

る。

第七十条 懲役、禁錮又は拘留を減軽することに (端数の切捨て)

を切り捨てる。 より一日に満たない端数が生じたときは、これ

(酌量減軽の方法)

第七十一条 酌量減軽をするときも、 及び前条の例による。 (加重減軽の順序) 第六十八条

第七十二条 同時に刑を加重し、 きは、次の順序による。 又は減軽すると

併合罪の加重

酌量減軽

第二編 罪 第一章 削除

第七十四条 第七十三条 削削削除除除

第七十五条 第七十六条 削除

第二章 内乱に関する罪

(内乱)

第七十七条 国の統治機構を破壊し、又はその領 を目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、 他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱すること 土において国権を排除して権力を行使し、その 次の区別に従って処断する。

職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

三 付和随行し、その他単に暴動に参加した者 三号に規定する者については、この限りでな 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第は、三年以下の禁錮に処する。

(予備及び陰謀)

第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、

第八十条前二条の罪を犯した者であっても、 又はその他の行為により、前二条の罪を幇助し 動に至る前に自首したときは、その刑を免除す た者は、七年以下の禁錮に処する。 (自首による刑の免除) 暴

外患に関する罪

第八十一条 外国と通謀して日本国に対し武力を 行使させた者は、 (外患誘致 死刑に処する。

(外患援助)

第八十二条 日本国に対して外国から武力の行使 は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処 服し、その他これに軍事上の利益を与えた者 する。 があったときに、これに加担して、その軍務に

第八十三条

第八十四条 削削削削除除除除

第八十六条 第八十五条

(未遂罪)

第八十七条 遂は、罰する。 第八十一条及び第八十二条の罪の未

(予備及び陰謀)

備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲第八十八条 第八十一条又は第八十二条の罪の予 役に処する。

第八十九条 削除

第四章 国交に関する罪

第九十一条 削除 第九十条

(外国国章損壊等)

第九十二条 外国に対して侮辱を加える目的で、 円以下の罰金に処する。 又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万 その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、

2 を提起することができない。 (私戦予備及び陰謀) 前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴

|第九十三条 外国に対して私的に戦闘行為をする 目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以 上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した (中立命令違反) 者は、その刑を免除する。

第九十四条 外国が交戦している際に、局外中立 又は五十万円以下の罰金に処する。 に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮 第五章 公務の執行を妨害する罪

公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、 これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年 以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰

は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。いため、又はその職を辞させるために、暴行又 (封印等破棄) 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせな

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押え 処分を無効にした者は、三年以下の懲役若しく 封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは の表示を損壊し、又はその他の方法によりその は二百五十万円以下の罰金に処し、

(強制執行妨害目的財産損壊等)

第九十六条の二 強制執行を妨害する目的で、 第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方 金に処し、又はこれを併科する。情を知って、 の各号のいずれかに該当する行為をした者は、 三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰 となった者も、同様とする。

を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産 又は債務の負担を仮装する行為

一 強制執行を受け、又は受けるべき財産につ その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権 又は強制執行の費用を増大させる行為 いて、その現状を改変して、価格を減損し、 金銭執行を受けるべき財産について、無償

(強制執行行為妨害等)

利の設定をする行為

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、 り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨 同様とする。 取り下げさせる目的で、申立権者又はその代理 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 害した者は、三年以下の懲役若しくは二百五十 人に対して暴行又は脅迫を加えた者も、 強制執行の申立てをさせず又はその申立てを

(強制執行関係売却妨害)

第九十六条の四 偽計又は威力を用いて、 これを併科する。 若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、 正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役 行において行われ、又は行わ れるべき売却の公

第九十六条の五 報酬を得、又は得させる目 る 五百万円以下の罰金に処し、 での罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは で、人の債務に関して、第九十六条から前条ま 又はこれを併科す

(加重封印等破棄等)

(公契約関係競売等妨害)

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競 を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若売又は入札で契約を締結するためのものの公正 れを併科する しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこ

公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的 談合した者も、前項と同様とする。

第六章 逃走の罪

は未決の者が逃走したときは、一年以下の懲役第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又 に処する。

を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行 下の懲役に処する。 上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した 者は、三月以上五年以下の懲役に処する。 (逃走援助)

(被拘禁者奪取)

第百条 き行為をした者は、三年以下の懲役に処する。 的で、器具を提供し、その他逃走を容易にすべ 月以上五年以下の懲役に処する。 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三 法令により拘禁された者を逃走させる目

きは、一年以上十年以下の懲役に処する。護送する者がその拘禁された者を逃走させたと (未遂罪) 法令により拘禁された者を看守し又は

(看守者等による逃走援助)

第七章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪第百二条 この章の罪の未遂は、罰する。 (犯人蔵匿等)

第百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又 た者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰 金に処する。 は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させ (証拠隠滅等) 2

険を生じなかったときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

第百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅 又は三十万円以下の罰金に処する。 は変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役 偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しく

第百五条 前二条の罪については、犯人又は逃走 した者の親族がこれらの者の利益のために犯し (親族による犯罪に関する特例)

(延焼)

たときは、その刑を免除することができる。

(証人等威迫)

第百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜 れる者又はその親族に対し、当該事件に関し は三十万円以下の罰金に処する。 強談威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又 査若しくは審判に必要な知識を有すると認めら て、正当な理由がないのに面会を強請し、又は

(騒乱) 第八章 騒乱の罪

第百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者 は、騒乱の罪とし、次の区別に従って処断す る。

錮に処する。 首謀者は、 一年以上十年以下の懲役又は禁

錮に処する。 助けた者は、六月以上七年以下の懲役又は禁 一 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを

三 付和随行した者は、十万円以下の罰金に処 する。

(多衆不解散)

第百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合し 又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰散しなかったときは、首謀者は三年以下の懲役 金に処する。 命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解

(現住建造物等放火) 第九章 放火及び失火の罪

第百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は 現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱 以上の懲役に処する。 坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年

第百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、 上七年以下の懲役に処する。ただし、 焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。 (非現住建造物等放火) 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以 現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を 公共の危

|第百十条 放火して、前二条に規定する物以外の 2 は、一年以上十年以下の懲役に処する。 物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者 下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以

第百十一条 第百九条第二項又は前条第二項の罪 を犯し、 よって第百八条又は第百九条第一項に

> 2 規定する物に延焼させたときは、三月以上十年

規定する物に延焼させたときは、 役に処する。 ^{祝定する物に延焼させたときは、三年以下の懲前条第二項の罪を犯し、よって同条第一項に}

第百十二条 第百八条及び第百九条第一項の罪の 未遂は、 罰する。

(未遂罪)

第百十三条 第百八条又は第百九条第一項の罪を 懲役に処する。ただし、情状により、 犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の (予備) その刑を

免除することができる。

若しくは損壊し、又はその他の方法により、消第百十四条 火災の際に、消火用の物を隠匿し、 処する。 火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に

に規定する物が自己の所有に係るものであって第百十五条 第百九条第一項及び第百十条第一項 他人の物を焼損した者の例による。 偶者居住権が設定され、又は保険に付したものも、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、配 である場合において、これを焼損したときは、 (失火)

2 失火により、第百九条に規定する物であって 物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者 自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する 焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。 又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を も、前項と同様とする。

第百十七条 火薬、ボイラーその他の激発すべき じさせた者も、同様とする。 に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生物であって自己の所有に係るもの又は第百十条 た者は、放火の例による。第百九条に規定する 人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊し 物を破裂させて、第百八条に規定する物又は他

2 前項の行為が過失によるときは、 (業務上失火等

第百十七条の二 第百十六条又は前条第一項の行 き、又は重大な過失によるときは、三年以下の 禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。 為が業務上必要な注意を怠ったことによると

(ガス漏出等及び同致死傷)

第百十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、 出させ、又は遮断し、よって人の生命、身体又 役又は十万円以下の罰金に処する。 は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲

又は遮断し、よって人を死傷させた者は、傷害ュ ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、 の罪と比較して、重い刑により処断する。 第十章 出水及び水利に関する罪 傷害

(現住建造物等浸害)

第百十九条 出水させて、現に人が住居に使用 上の懲役に処する。

(差押え等に係る自己の物に関する特例) 第百二十一条 水害の際に、水防用の物を隠匿

第百十六条 失火により、第百八条に規定する物

(激発物破裂)

失火の例に

を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑

(非現住建造物等浸害)

第百二十条 出水させて、前条に規定する物以外 者は、一年以上十年以下の懲役に処する。 の物を浸害し、よって公共の危険を生じさせた

偶者居住権が設定され、又は保険に付したもの物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、配 (水防妨害) である場合に限り、前項の例による。 浸害した物が自己の所有に係るときは、その

懲役に処する。

り、水防を妨害した者は、

一年以上十年以下

第百二十二条 過失により出水させて、第百十九 条に規定する物を浸害した者又は第百二十条に させた者は、二十万円以下の罰金に処する。 規定する物を浸害し、よって公共の危険を生じ (過失建造物等浸害)

第百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、 その他水利の妨害となるべき行為又は出水させ は禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。 るべき行為をした者は、二年以下の懲役若しく (水利妨害及び出水危険)

(往来妨害及び同致死傷) 第十一章 往来を妨害する罪

第百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、 下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年

2 は、傷害の罪と比較して、 前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者 重い刑により処断す

(往来危険)

第百二十五条 又はその他の方法により、 鉄道若しくはその標識を損壊し、 汽車又は電車の往来

の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役

2 法により、艦船の往来の危険を生じさせた者灯台若しくは浮標を損壊し、又はその他の方 (汽車転覆等及び同致死) も、前項と同様とする。

第百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆 懲役に処する。 させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の

2

は破壊した者も、前項と同様とする。 現に人がいる艦船を転覆させ、沈没させ、 前二項の罪を犯し、よって人を死亡させた者 又

3

(往来危険による汽車転覆等) 死刑又は無期懲役に処する。

第百二十七条 第百二十五条の罪を犯し、よって 汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊 破壊した者も、前条の例による。 し、又は艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは

第百二十八条 第百二十四条第一項、第百二十五 条並びに第百二十六条第一項及び第二項の罪の 未遂は、罰する (過失往来危険)

第百二十九条 過失により、汽車、電車若しくは

艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽車若しく

者は、三十万円以下の罰金に処する。 艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した は電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは

きは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金 2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したと

(住居侵入等) 第十二章 住居を侵す罪

第百三十条 正当な理由がないのに、人の住居若 の懲役又は十万円以下の罰金に処する。れらの場所から退去しなかった者は、三年以下 に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこ しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船

第百三十一条

第百三十二条 第百三十条の罪の未遂は、 罰す

第十三章 秘密を侵す罪

第百三十三条 正当な理由がないのに、封をして 十万円以下の罰金に処する。 ある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二

(秘密漏示)

第百三十四条 円以下の罰金に処する。 職にあった者が、正当な理由がないのに、その 助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの 業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘 密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万 医師、薬剤師、医薬品販売業者、

る。 た人の秘密を漏らしたときも、 れらの職にあった者が、正当な理由がないの に、その業務上取り扱ったことについて知り得 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこ 前項と同様とす

(親告罪)

第百三十五条 この章の罪は、告訴がなければ公 訴を提起することができない。

(あへん煙輸入等) 第十四章 あへん煙に関する罪

第百三十六条 あへん煙を輸入し、製造し、販売 七年以下の懲役に処する。 し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上

(あへん煙吸食器具輸入等)

第百三十七条 あへん煙を吸食する器具を輸入 た者は、三月以上五年以下の懲役に処する。 (税関職員によるあへん煙輸入等) し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持し

|第百三十八条 税関職員が、あへん煙又はあへん 煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれら 役に処する。 の輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲

(あへん煙吸食及び場所提供)

第百三十九条 あへん煙を吸食した者は、三年以 下の懲役に処する。

2 処する。 利益を図った者は、六月以上七年以下の懲役に あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して

(あへん煙等所持)

第百四十条 あへん煙又はあへん煙を吸食するた めの器具を所持した者は、一年以下の懲役に処 する。

(未遂罪)

第百四十一条 (浄水汚染) 第十五章 **草** 飲料水に関する罪この章の罪の未遂は、 罰する。

第百四十二条 する。 よって使用することができないようにした者 は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処 人の飲料に供する浄水を汚染し、

第百四十三条 とができないようにした者は、六月以上七年以 浄水又はその水源を汚染し、よって使用するこ 下の懲役に処する。 水道により公衆に供給する飲料の

第百四十四条 人の飲料に供する浄水に毒物その 他人の健康を害すべき物を混入した者は、三年 以下の懲役に処する。 (浄水汚染等致死傷)

(浄水毒物等混入)

|第百四十五条 前三条の罪を犯し、よって人を死 傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑に より処断する。

(水道毒物等混入及び同致死)

浄水又はその水源に毒物その他人の健康を害す第百四十六条 水道により公衆に供給する飲料の 無期若しくは五年以上の懲役に処する。処する。よって人を死亡させた者は、死刑又は べき物を混入した者は、二年以上の有期懲役に (水道損壊及び閉塞) 2

損壊し、又は閉塞した者は、一年以上十年以下第百四十七条 公衆の飲料に供する浄水の水道を の懲役に処する。

第十六章 通貨偽造の罪

(通貨偽造及び行使等)

幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、第百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、 期又は三年以上の懲役に処する。 無紙

2 入した者も、前項と同様とする。 し、又は行使の目的で人に交付し、 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使 若しくは輸

ている外国の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、第百四十九条 行使の目的で、日本国内に流通し 又は変造した者は、二年以上の有期懲役に処す (外国通貨偽造及び行使等)

2 を行使し、又は行使の目的で人に交付し、 くは輸入した者も、 (偽造通貨等収得) 偽造又は変造の外国の貨幣、紙幣又は銀行券 前項と同様とする。 若し

第百五十条 行使の目的で、偽造又は変造の貨 の懲役に処する。 幣、紙幣又は銀行券を収得した者は、三年以下

第百五十一条前三条の罪の未遂は、 (収得後知情行使等) 罰する。

第百五十二条 貨幣、紙幣又は銀行券を収得した 後に、それが偽造又は変造のものであることを

> ことはできない。 又は科料に処する。ただし、 交付した者は、その額面価格の三倍以下の罰 知って、これを行使し、又は行使の目的で人に 二千円以下にする

(通貨偽造等準備)

第百五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。 変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備 第十七章 文書偽造の罪

(詔書偽造等)

第百五十四条 行使の目的で、御璽、国璽若しく 三年以上の懲役に処する。 又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用し は御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、 て詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は

書その他の文書を変造した者も、 御璽若しくは国璽を押し又は御名を署した詔 前項と同様と

(公文書偽造等)

第百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは は、一年以上十年以下の懲役に処する。 員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者 章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務 造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印 くは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽 務員の印章若しくは署名を使用して公務所若し

3 2 又は図画を変造した者も、前項と同様とする。 又は二十万円以下の罰金に処する。 若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役 は公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造 し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書 前二項に規定するもののほか、公務所若しく 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書

(虚偽公文書作成等)

第百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使 又は署名の有無により区別して、 又は文書若しくは図画を変造したときは、印章 の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、 前二条の例に

(公正証書原本不実記載等)

第百五十七条 せた者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の として用いられる電磁的記録に不実の記録をさ 又は権利若しくは義務に関する公正証書の原本 罰金に処する。 に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、 て、登記簿、戸籍簿その他の権利若しくは義務 公務員に対し虚偽の申立てをし

下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。 札又は旅券に不実の記載をさせた者は、一年以 前二項の罪の未遂は、罰する。 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑

(偽造公文書行使等)

若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁第百五十八条 第百五十四条から前条までの文書 変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又 的記録を公正証書の原本としての用に供した者 刑に処する は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の その文書若しくは図画を偽造し、若しくは 2

(私文書偽造等) 前項の罪の未遂は、 罰する。

は署名を使用して権利、義務若しくは事実証明第百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しく 画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に 義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図 した他人の印章若しくは署名を使用して権利、 に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造 2

2 前項と同様とする。 実証明に関する文書又は図画を変造した者も、 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事

下の罰金に処する。 は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以 は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又 前二項に規定するもののほか、権利、義務又

(虚偽診断書等作成)

第百六十一条 前二条の文書又は図画を行使した 第百六十条 は変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しく 検案書又は死亡証書に虚偽の記載をしたとき は、三年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に (偽造私文書等行使) 医師が公務所に提出すべき診断書

前項の罪の未遂は、罰する。

(電磁的記録不正作出及び供用)

事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者で、その事務処理の用に供する権利、義務又は第百六十一条の二 人の事務処理を誤らせる目的 は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

又は百万円以下の罰金に処する。 べき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役 前項の罪が公務所又は公務員により作られる

3 に作った者と同一の刑に処する。 処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正 する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務 不正に作られた権利、 義務又は事実証明に関

4 前項の罪の未遂は、罰する。

(有価証券偽造等) 第十八章 有価証券偽造の罪

| 第百六十二条 行使の目的で、公債証書、官庁の 又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に 証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、 処する。

者も、前項と同様とする。 行使の目的で、有価証券に虚偽の記入をした

(偽造有価証券行使等)

虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使第百六十三条 偽造若しくは変造の有価証券又は 虚偽の記入がある有価証券を行使し、 三月以上十年以下の懲役に処する。 の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、

前項の罪の未遂は、罰する。

関する罪 第十八章の二 支払用カード電磁的記録に

(支払用カード電磁的記録不正作出等)

第百六十三条の二 人の財産上の事務処理を誤ら 又は料金の支払用のカードを構成するものを不 記録であって、クレジットカードその他の代金 せる目的で、その事務処理の用に供する電磁的 とする。 構成する電磁的記録を不正に作った者も、 正に作った者は、十年以下の懲役又は百万円以 下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを 同様

2 目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者 不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の も、同項と同様とする。

3 成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡 とする。 し、貸し渡し、又は輸入した者も、 不正に作られた第一項の電磁的記録をその構 同項と同様

(未遂罪)

(不正電磁的記録カード所持)

第百六十三条の三 前条第一項の目的で、同条第 三項のカードを所持した者は、五年以下の懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

第百六十三条の四 第百六十三条の二第一項の犯 十万円以下の罰金に処する。情を知って、 の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五 罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録 情報を提供した者も、 (支払用カード電磁的記録不正作出準備) 同様とする。 その

2 ę' 電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者 不正に取得された第百六十三条の二第一項の 同項と同様とする。

3 第一項の目的で、器械又は原料を準備した者 同項と同様とする。

(未遂罪)

第百六十三条の五 第百六十三条の二及び前条第

一項の罪の未遂は、罰する。 第十九章 印章偽造の罪

第百六十四条 行使の目的で、御璽、国璽又は御 る。 名を偽造した者は、二年以上の有期懲役に処す (御璽偽造及び不正使用等) 3

2 は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用した 者も、前項と同様とする。 御璽、国璽若しくは御名を不正に使用し、 又

第百六十五条 行使の目的で、 以下の懲役に処する。 の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年7百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員 (公印偽造及び不正使用等)

2 不正に使用し、又は偽造した公務所若しくは公 務員の印章若しくは署名を使用した者も、 と同様とする。 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を 前項

第百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽 造した者は、三年以下の懲役に処する。 (公記号偽造及び不正使用等)

2 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した 公務所の記号を使用した者も、 前項と同様とす

(私印偽造及び不正使用等)

2 第百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署 は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、 名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。 前項と同様とする。 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又

第百六十八条 第百六十四条第二項、第百六十五 の罪の未遂は、罰する。 条第二項、第百六十六条第二項及び前条第二項

第十九章の二 不正指令電磁的記録に関す

(不正指令電磁的記録作成等)

第百六十八条の二 正当な理由がないのに、 次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、電子計算機における実行の用に供する目的で、 又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万 円以下の罰金に処する 人の

反する動作をさせるべき不正な指令を与える 図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に 人が電子計算機を使用するに際してその

2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる 令を記述した電磁的記録その他の記録 前号に掲げるもののほか、同号の不正な指

に供した者も、同項と同様とする。 電磁的記録を人の電子計算機における実行の用

(不正指令電磁的記録取得等) 前項の罪の未遂は、罰する。

第百六十八条の三 正当な理由がないのに、 年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す その他の記録を取得し、又は保管した者は、二 第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録

第二十章 偽証

(偽証)

第百六十九条 法律により宣誓した証人が虚 処する。 陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に

(自白による刑の減免)

第百七十条 刑を減軽し、又は免除することができる。 懲戒処分が行われる前に自白したときは、 (虚偽鑑定等) した事件について、その裁判が確定する前又は 前条の罪を犯した者が、その証言を

第百七十一条 法律により宣誓した鑑定人、 たときは、前二条の例による。 人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をし

(虚偽告訴等) 第二十一章 虚偽告訴の罪

第百七十二条 人に刑事又は懲戒の処分を受けさ せる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告を (自白による刑の減免) した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

第百七十三条 前条の罪を犯した者が、その申告 の刑を減軽し、又は免除することができる。は懲戒処分が行われる前に自白したときは、そ をした事件について、その裁判が確定する前又

第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重

(公然わいせつ)

|第百七十四条 公然とわいせつな行為をした者 金又は拘留若しくは科料に処する。 は、 六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰

第百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記 (わいせつ物頒布等)

よりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布 は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信に 百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又 然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二 録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公 した者も、同様とする。

同様とする。 又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は 脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月 に対し、わいせつな行為をした者も、同様とす 以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者

(強制性交等)

脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以) 第百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は 三歳未満の者に対し、性交等をした者も、 等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十 下「性交等」という。)をした者は、強制性交 同様 でない。

(準強制わいせつ及び準強制性交等)

第百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に 十六条の例による。 にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七 乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能 第百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下

性交等をした者は、前条の例による。 心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第百七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を 七十六条の例による。 ことに乗じてわいせつな行為をした者は、第百 現に監護する者であることによる影響力がある

て性交等をした者は、第百七十七条の例によ る者であることによる影響力があることに乗じ 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護す

第百八十条 第百七十六条から前条までの罪の未 遂は、罰する

(強制わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条、第百七十八条第一 項若しくは第百七十九条第一項の罪又はこれら

は、無期又は三年以上の懲役に処する。 の罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者

2 罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又 第百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂 は六年以上の懲役に処する。 第百七十七条、第百七十八条第二項若しくは

| 女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲第百八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない 役又は三十万円以下の罰金に処する。

(淫行勧誘)

第百八十三条 削除

(重婚)

第百八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をし 方となって婚姻をした者も、同様とする。 たときは、二年以下の懲役に処する。その相手 第二十三章 賭博及び富くじに関する罪

第百八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の 罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に 供する物を賭けたにとどまるときは、 この限り

|第百八十六条 常習として賭博をした者は、 (常習賭博及び賭博場開張等図利)

三年

2 る。 図った者は、三月以上五年以下の懲役に処す 以下の懲役に処する。 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を

(富くじ発売等)

2 の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。 懲役又は百万円以下の罰金に処する。 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の

3 した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処す 前二項に規定するもののほか、富くじを授受

(礼拝所不敬及び説教等妨害) 第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪

|第百八十八条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所 下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以

2 下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に 処する。 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以

(墳墓発掘)

|第百八十九条 墳墓を発掘した者は、二年以下の 懲役に処する

(死体損壊等)

第百九十条 死体、遺骨、 る物を損壊し、遺棄し、 年以下の懲役に処する。 (墳墓発掘死体損壊等) 又は領得した者は、 遺髪又は棺に納めてあ

第百九十一条 第百八十九条の罪を犯して、 以下の懲役に処する。 し、遺棄し、又は領得した者は、三月以上五年体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊

第百九十二条 検視を経ないで変死者を葬った者 (変死者密葬) 十万円以下の罰金又は科料に処する。 第二十五章 汚職の罪

(公務員職権濫用)

第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人 妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処 に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を

(特別公務員職権濫用)

第百九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を は、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処す権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したとき 行う者又はこれらの職務を補助する者がその職

(特別公務員暴行陵虐)

|第百九十五条 裁判、検察若しくは警察の職務を る。 者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為を したときは、七年以下の懲役又は禁錮に処す 職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の 行う者又はこれらの職務を補助する者が、その

2 る者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱 若しくは加虐の行為をしたときも、 法令により拘禁された者を看守し又は護送す 前項と同様

(特別公務員職権濫用等致死傷)

第百九十六条 前二条の罪を犯し、よって人を死 より処断する。 傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑に

第百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂 きは、五年以下の懲役に処する。この場合にお を収受し、又はその要求若しくは約束をしたと 処する。 いて、請託を受けたときは、七年以下の懲役に (収賄、受託収賄及び事前収賄)

2 職務に関し、 公務員になろうとする者が、その担当すべき 請託を受けて、 賄賂を収受し、 又

三 となった場合において、五年以下の懲役に処す はその要求若しくは約束をしたときは、公務員

第百九十七条の二 公務員が、 年以下の懲役に処する。 その供与の要求若しくは約束をしたときは、 その供与の要求若しくは約束をしたときは、五請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又は その職務に関し、

死

(加重収賄及び事後収賄)

第百九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯 よって不正な行為をし、又は相当の行為をしな と同様とする。 の供与の要求若しくは約束をしたときも、 し、又は第三者にこれを供与させ、若しくはそ を収受し、若しくはその要求若しくは約束を 又は相当の行為をしなかったことに関し、 かったときは、一年以上の有期懲役に処する。 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと

下の懲役に処する。 はその要求若しくは約束をしたときは、五年以為をしなかったことに関し、賄賂を収受し、又けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行 為をしなかったことに関し、 けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の 公務員であった者が、その在職中に請託を受

(あっせん収賄)

第百九十七条の四 公務員が請託を受け、他 又はその要求若しくは約束をしたときは、 と又はしたことの報酬として、賄賂を収受し、 相当の行為をさせないようにあっせんをするこ 務員に職務上不正な行為をさせるように、 以下の懲役に処する。 又は 五年

第百九十七条の五 追徴する。 を没収することができないときは、 収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部 犯人又は情を知った第三者が その価額を

(没収及び追徴)

第百九十八条 第百九十七条から第百九十七条の は二百五十万円以下の罰金に処する。み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又 四までに規定する賄賂を供与し、又はその

殺人の罪

(殺人)

|第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若 しくは五年以上の懲役に処する。

第二百条

第二百一条 の予備をした者は、 第百九十九条の罪を犯す目的で、 二年以下の懲役に処する。

(一支引され、引きない)できる。 できる。

二百二条 人を教唆し若(自殺関与及び同意殺人)

第二百三条 第百九十九条及び前条の罪の未遂せ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾せ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以(傷害)(傷害)(傷害の罪)(傷害の罪)

(現場助勢) た者は、三年以上の有期懲役に処する。 た者は、三年以上の有期懲役に処する。 (傷害致死)

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

罰金若しくは科料に処する。 現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害 第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、

(暴行) (暴行) (暴行)

おこのでは、二年以下の懲役若しくは科料に処す 一方円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処す 一方円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処す 第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至し ののである。

(凶器準備集合及び結集)

は、三年以下の懲役に処する。
が項の場合において、凶器を準備して又はそれが項の場合において、凶器を準備して又はそれがで、凶器を準備して又はそれができます。

第二十八章 過失傷害の罪

(失傷害)

万円以下の罰金又は科料に処する。 第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起する

(過失致死)

(業務上過失致死傷等)十万円以下の罰金に処する。第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五

失により人を死傷させた者も、同様とする。禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって

第二十九章 堕胎の罪

堕胎)

下の懲役に処する。その他の方法により、堕胎したときは、一年以第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又は

(同意堕胎及び同致死傷)

年以下の懲役に処する。 を得て堕胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、三月以上五 る。よって女子を死傷させた者は、二年以下の懲役に処す 第二百十三条 女子の嘱託を受け、又はその承諾 2

(業務上堕胎及び同致死傷)

第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、2、六月以上七年以下の懲役に処する。

年以下の懲役に処する。 年以下の懲役に処する。 第二百十五条 女子の嘱託を受けないで、又はそ

(不同意堕胎致死傷) 2 前項の罪の未遂は、罰する。

傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑に 第二百十六条 前条の罪を犯し、よって女子を死

第三十章 遺棄の罪

(遺棄)

(保護責任者遺棄等)

より処断する。 傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑に 第二百十九条 前二条の罪を犯し、よって人を死

第三十一章 逮捕及び監禁の罪

(逮捕等致死傷) 者は、三月以上七年以下の懲役に処する。 者は、三月以上七年以下の懲役に処する。 (逮捕及び監禁)

より処断する。 傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑に 第二百二十一条 前条の罪を犯し、よって人を死

第三十二章 脅迫の罪

(脅迫)

前項と同様とする。 し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、 は嫉の生命、身体、自由、名誉又は財産に対

(強要)

の整役と処する。 せ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下 又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わ は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、 第二百二十三条 生命、身体、自由、名誉若しく

者も、前項と同様とする。
は害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のし害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のし害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務の

第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(営利目的等略取及び誘拐) た者は、三月以上七年以下の懲役に処する。 た者は、三月以上七年以下の懲役に処する。 (未成年者略取及び誘拐)

でででいる行為をしたときも、前項と同様とすを要求する行為をしたときも、前項と同様とす取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者のと 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略

(所在国外移送目的略取及び誘拐)

(人身売買)

に 以上五年以下の懲役に処する。 第二百二十六条の二 人を買い受けた者は、三月

下の懲役に処する。 未成年者を買い受けた者は、三月以上七年以

一年以上十年以下の懲役に処する。に対する加害の目的で、人を買い受けた者は、2日、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者 4 人を売り渡した者も、前項と同様とする。

(被略取者等所在国外移送) は、二年以上の有期懲役に処する。

(被略取者引渡し等)

第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五年以下の懲役に処すの、略取され、誘拐され、又は売買された者をで、略取され、誘拐され、又は売買された者をある。

る。

なせた者は、一年以上十年以下の懲役に処す引き渡し、収受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避幇助する目的で、略取され又は誘拐された者を割助する目的で、略取されの工業一項の罪を犯した者を2 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を

る。 蔵匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処す 買された者を引き渡し、収受し、輸送し、又は る加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売 3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対す

条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六

項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂

(解放による刑の減軽)

第二百二十八条の二 第二百二十五条の二又は第 その刑を減軽する 誘拐された者を安全な場所に解放したときは、 た者が、公訴が提起される前に、略取され又は 二百二十七条第二項若しくは第四項の罪を犯し (身の代金目的略取等予備)

第二百二十九条 第二百二十四条の罪及び同条の 第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項 罪を幇助する目的で犯した第二百二十七条第一 以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する 項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がな する。 前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除 の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年 れば公訴を提起することができない。

(名誉毀損) 第三十四章 名誉に対する罪

第二百三十条 **毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、** の罰金に処する。 三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下 公然と事実を摘示し、人の名誉を

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘 示することによってした場合でなければ、 、 罰 し

(公共の利害に関する場合の特例)

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利 公益を図ることにあったと認める場合には、事 あったときは、これを罰しない。 実の真否を判断し、真実であることの証明が 害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら 2

れるに至っていない人の犯罪行為に関する事実 前項の規定の適用については、公訴が提起さ 公共の利害に関する事実とみなす。

務員の候補者に関する事実に係る場合には、事 あったときは、これを罰しない。 実の真否を判断し、真実であることの証明が 前条第一項の行為が公務員又は公選による公

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、 人を侮辱した者は、 拘留又は科料に処する。 公然と

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなけ 公訴を提起することができない れば 第二百三十九条

した者は、

強盗として論ずる。

人を昏酔させてその財物を盗取

2 の国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。 大臣が、外国の君主又は大統領であるときはそ 皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理 告訴をすることができる者が天皇、皇后、太

(信用毀損及び業務妨害) 第三十五章 信用及び業務に対する罪

第二百三十三条 妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以 を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を 下の罰金に処する。 虚偽の風説を流布し、又は偽計

(威力業務妨害)

た者も、前条の例による。 第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害し 第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計 の他の方法により、電子計算機に使用目的に沿 虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はそ 算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊 作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以 うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動 (電子計算機損壊等業務妨害) 若しくは人の業務に使用する電子計算機に

2 前項の罪の未遂は、罰する。 -の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六章 窃盗及び強盗の罪

盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃 盗の罪とし、 の罰金に処する。 (窃盗) (不動産侵奪)

第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者 は、十年以下の懲役に処する。 (強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財 物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の 有期懲役に処する。

又は他人にこれを得させた者も、同項と同様と 前項の方法により、財産上不法の利益を得、 (強盗予備) 同項と同様と

第二百三十七条 第二百三十八条 備をした者は、 (事後強盗) 強盗の罪を犯す目的で、 窃盗が、財物を得てこれを取り 二年以下の懲役に処する。 その予

隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、 返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を 強盗として論ずる。 (昏酔強盗)

は死刑又は無期懲役に処する。 (強盗・強制性交等及び同致死) (強盗致死傷

第二百四十一条 しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性項の罪を除く。以下この項において同じ。) 若 の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無 交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗 犯した者が強制性交等の罪(第百七十九条第一

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させ きは、その刑を減軽し、又は免除する。 自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したと き、その刑を減軽することができる。ただし、 未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも

2

第二百四十二条 自己の財物であっても、 た者は、死刑又は無期懲役に処する。 (他人の占有等に係る自己の財物)

他人の財物とみなす。 るものであるときは、この章の罪については、 占有し、又は公務所の命令により他人が看守す 他人が

第二百四十三条 で支ず第二百四十一条第三項の罪の未遂は、罰六条まで、第二百三十八条から第二百四十条ま (親族間の犯罪に関する特例)

族との間で第二百三十五条の罪、第二百三十五第二百四十四条 配偶者、直系血族又は同居の親 は、その刑を免除する。 条の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者

は、適用しない。 前二項の規定は、親族でない共犯について

財物とみなす。 電

(詐欺) 第三十七章 詐欺及び恐喝の罪

(業務上横領)

又は他人にこれを得させた者も、 前項の方法により、財産上不法の利益を得、 十年以下の懲役に処する。 同項と同様と

第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無 期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたとき

期又は七年以上の懲役に処する。 強盗の罪若しくはその未遂罪を

第二百三十五条から第二百三十

3 2 提起することができない。 た同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を4 前項に規定する親族以外の親族との間で犯し

第二百四十五条 この章の罪については、

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者

2

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもの の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽 た者は、十年以下の懲役に処する。 喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作 の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得か、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽 産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させ 0

(背任)

第二百四十八条 第二百四十七条 他人のためにその事務を処理す 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す 為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、 本人に損害を加える目的で、その任務に背く行 る者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は (準詐欺) 未成年者の知慮浅薄又は人の

第二百四十九条 者は、十年以下の懲役に処する。 させた者は、十年以下の懲役に処する。 産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得 神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財 (恐喝) 人を恐喝して財物を交付させた

2 する。 又は他人にこれを得させた者も、 未遂罪 前項の方法により、財産上不法の利益を得、 同項と同様と

第二百五十条 (準用) この 章の罪の未遂は、

罰する。

第二百五十一条 条及び第二百四十五条の規定は、 ついて準用する。 第二百四十二条、 この 第二百四十四 章の 罪に

第三十八章 横領の罪

|第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領 した者は、五年以下の懲役に処する。

られた場合において、これを横領した者も、 項と同様とする。 られた場合において、これを横領した者も、前自己の物であっても、公務所から保管を命ぜ

第二百五十三条 を横領した者は、 遺失物等横領 業務上自己の占有する他人の物 遺失物、漂流物その他占有を離 十年以下の懲役に処する。

第二百五十四条 れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役 又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第二百五十五条 章の罪について準用する。 第二百四十四条の 規定は、 この

第三十九章 盗品等に関する罪

(盗品譲受け等

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当 は有償で譲り受け、又はその有償の処分のあっ前項に規定する物を運搬し、保管し、若しく けた者は、三年以下の懲役に処する。 たる行為によって領得された物を無償で譲り受

(親族等の間の犯罪に関する特例)

以下の罰金に処する。

せんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円

前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で第二百五十七条 配偶者との間又は直系血族、同 前項の規定は、親族でない共犯については、

(公用文書等毀棄) 第四十章 毀棄及び隠匿の罪

磁的記録を毀棄した者は、三月以上七年以下の第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電 懲役に処する。

(私用文書等毀棄)

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文 懲役に処する。 書又は電磁的記録を毀棄した者は、 五年以下の

(建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した 者は、五年以下の懲役に処する。よって人を死 より処断する。 傷させた者は、傷害の罪と比較して、 重い刑に 1

下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料 (自己の物の損壊等)

第二百六十一条

前三条に規定するもののほか、 又は傷害した者は、三年以

(器物損壊等)

他人の物を損壊し、

第二百六十二条 自己の物であっても、差押えを 受け、物権を負担し、賃貸し、 きは、前三条の例による。 権が設定されたものを損壊し、 又は配偶者居住 又は傷害したと

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、 地の境界を認識することができないようにした 若しくは除去し、又はその他の方法により、土 に処する 者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 (境界損壊) 移動 2

第二百六十三条 月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰 金若しくは科料に処する。 他人の信書を隠匿した者は、六

第二百六十四条 条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起 することができない。 第二百五十九条、 第二百六十一

(昭和一六年三月一二日法律第六

2

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一二四号) 則 (昭和二二年一〇月二六日法律第

経過した日から、これを施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

もこれを適用する。 前に刑の言渡又は刑の免除の言渡を受けた者に を犯した場合については、これを適用しない。 予の言渡を受けた者がこの法律施行前に更に罪 第三十四条ノ二の改正規定は、この法律施行 第二十六条第二項の改正規定は、刑の執行猶 1

規定にかかわらず、なお従前の例による。段、第二百四十四条及び第二百五十七条の改正 十五条、第二百八条第二項、第二百十一条後 この法律施行前の行為については、刑法第五

九五号) 附 則 (昭和二八年八月一〇日法律第一

三十一日までの間において政令で定める。 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二 附 則 (昭和二九年四月一日法律第五七 二月

の間において政令で定める日から施行する。但 項の規定は、公布の日から施行する。 し、刑法第一条第二項の改正規定及び附則第三 この法律は、昭和二十九年八月三十一日まで

2 法第四十七条又は第四十八条第二項の規定を適 とこの法律の施行後に犯された罪とにつき、刑 れた罪については、適用しない。但し、その罪 第一項前段の規定は、この法律の施行前に犯さ この法律による改正後の刑法第二十五条ノニ して処断すべきときは、この限りでない。

〇七号) (昭和三三年四月三〇日法律第一

1 経過した日から施行する。 この法律は、 公布の日から起算して二十日を

前の例による この法律の施行前の行為については、 なお従

> 3 第二項及び第二百八条ノ二第一項の罪につき定 よる改正後の刑法第百五条ノ二、第百九十八条 五十一号)第三条第一項の規定は、この法律に めた罰金についても、適用されるものとする。 罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百

(昭和三五年五月一六日法律第八

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

よる改正後の刑法第二百六十二条ノ二の罪につ 五十一号)第三条第一項の規定は、この法律に る。 き定めた罰金についても、適用されるものとす 罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百

二四号 則 (昭和三九年六月三〇日法律第一

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日

2 この法律の施行前にした行為については、こ の法律による改正後の刑法第二百二十八条ノニ 従前の例による。 及び第二百二十九条の規定にかかわらず、 なお

附 (昭和四三年五月二一日法律第六

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

2 この法律による改正後の刑法第四十五条の規 の規定を適用するよりも犯人に不利益となると 律の施行前に犯されたものであり、かつ、改正 に確定した場合における当該数罪についても、 きは、当該数罪については、改正前の同条の規 後の同条の規定を適用することが改正前の同条 適用する。ただし、当該数罪のすべてがこの法 定は、数罪中のある罪につき罰金以下の刑に処 定を適用する。 し、又は刑を免除する裁判がこの法律の施行前

3 裁判の執行につき従前の例によることを妨げる ものではない。 前項の規定は、この法律の施行前に確定した

0号) 附 則 (昭和五五年四月三〇日法律第三

この法律は、公布の日から施行する。

(昭和六二年六月二日法律第五二

(施行期日) 号 附

1 経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を ただし、第一条中刑

> する国際条約が日本国について効力を生ずる日 及び処罰に関する条約又は人質をとる行為に関れる者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止 第一項第十一号の改正規定は、国際的に保護さ 措置法(昭和五十三年法律第四十二号)第二条 四項中新東京国際空港の安全確保に関する緊急 及び第三条の規定並びに次項の規定及び附則第 法第四条の次に一条を加える改正規定、第二条 から施行する。

(経過措置)

2

日のジュネーヴ条約により日本国外において犯 る文民の保護に関する千九百四十九年八月十二 年八月十二日のジュネーヴ条約及び戦時におけ ネーヴ条約、捕虜の待遇に関する千九百四十九 善に関する千九百四十九年八月十二日のジュ 軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九 ただし書に規定する規定の施行の日以後に日本 等処罰に関する法律第一条ノ二第三項の規定 行為等の処罰に関する法律第五条及び暴力行為 限り適用する。 したときであつても罰すべきものとされる罪に にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の 百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、海上 国について効力を生ずる条約並びに戦地にある (刑法第四条の二に係る部分に限る。) は、 刑法第四条の二の規定並びに人質による強 改

(罰金等臨時措置法の適用)

3 よる改正後の刑法第百六十一条ノ二及び第二百 五十一号)第三条第一項の規定は、この法律に 三十四条ノ二の罪につき定めた罰金について も、適用されるものとする。 罰金等臨時措置法 (昭和二十三年法律第二百

号) 附 則 (平成三年四月一七日法律第三一

(施行期日)

(条例の罰則に関する経過措置) 経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

2 る。 は、その期限の経過後においても、同様とすけ為に対してこれらの罰則を適用する場合に では、なお従前の例による。その期限前にした 有するものについては、この法律による改正後 の刑法第十五条及び第十七条の規定にかかわら この法律の施行の日から一年を経過するま 条例の罰則でこの法律の施行の際現に効力を

(罰金の執行猶予の限度に関する経過措置)

3 ę' この法律による改正後の刑法第二十五条の規 は、この法律の施行前にした行為について 適用する。

則 (平成七年五月一二日法律第九一

(施行期日)

第一条 この法律は、 日を経過した日から施行する。 (経過措置) 公布の日から起算して二十

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰並び 法律による改正前の刑法第二百条、第二百五条 第二項の規定の適用については、この限りでな 第二項、第二百十八条第二項及び第二百二十条 ついては、なお従前の例による。ただし、この に施行前に確定した裁判の効力及びその執行に

条第二項において適用する第四十九条第二項をがあるときは、新法第十条及び第五十四条(同行為にこの法律の施行前のものと施行後のもの 犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名 行後に犯したものがあるときは、この法律によ に触れる場合において、これらの罪名に触れる 第五十条まで及び第五十三条の規定を適用し、 という。)第十条、第十四条、第四十五条から る改正後の刑法(以下この条において「新法」 個の行為が二個以上の罪名に触れる場合又は >べき罪にこの法律の施行前に犯したものと施前項の規定にかかわらず、併合罪として処断 む。)の規定を適用する。

新法の規定を適用する。 その他の主刑の適用に関する処理については、 を適用した後の刑の加重減軽、刑の執行の猶予前項の規定により同項に規定する新法の規定

則 (平成一三年七月四日法律第九七

(施行期日)

経過した日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して二十日を

附則 (平成一三年一二月五日法律第

三八号) 抄

日を経過した日から施行する。 第一条 この法律は、公布の日か (施行期日) 公布の日から起算して二十

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰につ なお従前の例による。

五三号) 則 (平成一三年一二月一二日法律第

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 から

(処分、手続等に関する経過措置)

れの法律(これに基づく命令を含む。以下この第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞ とみなす。 それぞれの法律の相当の規定によってしたもの 附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の 条において同じ。)の規定によってした処分、 の法律の規定に相当の規定があるものは、この 手続その他の行為であって、改正後のそれぞれ

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこ 為に対する罰則の適用については、なお従前のされる場合におけるこの法律の施行後にした行 例による。 の附則の規定によりなお従前の例によることと

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

二 附 号 則 (平成一五年七月一八日法律第 抄

|第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。 (経過措置) (施行期日)

第二条 この法律による改正後の刑法第三条の二 号)第一条ノ二第三項及び附則第四条による改 しない。 定 (刑法第三条の二に係る部分に限る。) の規定並びに附則第三条による改正後の暴力行 この法律の施行前にした行為については、 正後の人質による強要行為等の処罰に関する法 為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十 (昭和五十三年法律第四十八号)第五条の規 適用 は、

八号) 附 則 抄 (平成一五年八月一日法律第一三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則 第五条の規定によりなお従前の例によることと

> 為に対する罰則の適用については、なお従前の される場合におけるこの法律の施行後にした行 例による。

一五号) 則 (平成一六年六月一八日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国に 附則第三条の規定は、公布の日から起算して二 十日を経過した日から施行する。 ついて効力を生ずる日から施行する。ただし、

五六号) (平成一六年一二月八日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前にした第一条の規定に は、なお従前の例による。 二百四十条の罪に当たる行為の処罰について よる改正前の刑法(以下「旧法」という。)第

施行前に犯したものと施行後に犯したものがあ第四条 併合罪として処断すべき罪にこの法律の 用して処断することとした場合の刑より重い刑の罪のすべてについて旧法第十四条の規定を適 用して処断することとした場合の刑が、これらの規定による改正後の刑法第十四条の規定を適 法律の施行後に犯したもののみについて第一条定を適用する。ただし、これらの罪のうちこのは禁錮の加重をするときは、旧法第十四条の規 る場合において、これらの罪について刑法第四 十七条の規定により併合罪として有期の懲役又

0号) 則 (平成一七年五月二五日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

則 (平成一七年六月二二日法律第六

六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び 組織化並びに情報処理の高度化に対処するため

> 第十二号」とあるのは「第三条第十一号」と とあるのは「第三条第一項第四号」とする。 項第八号の改正規定中「第三条第一項第八号」 号及び第三条の二第五号の改正規定中「第三条 ある場合には、第一条のうち刑法第三条第十二 の刑法等の一部を改正する法律の施行の日前で し、第四条のうち組織的犯罪処罰法第三条第一

則の適用については、なお従前の例による。 則 (平成一八年五月八日法律第三六

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰

(罰則に関する経過措置)

号)

公布の日から起算して二十

(施行期日)

第一条 この法律は、 第二条 次に掲げる罰金又は科料の執行 日を経過した日から施行する。

定による改正後の刑法第十八条の規定にかかわ留置の執行を含む。) については、第一条の規

(労役場

らず、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為について科せ

一 刑法第四十八条第二項の規定により併合罪

として処断された罪にこの法律の施行前に犯

られた罰金又は科料

おいて、これらの罪に当たる行為について科したものと施行後に犯したものがある場合に

となるときは、その重い刑をもって処断する。

四号) 附 則 抄 (平成一九年五月二三日法律第五

せられた罰金

(施行期日)

第一条 この法律は、 日を経過した日から施行する。 公布の日 から起算して二十

|第二条 この法律の施行前にした行為の処罰につ (経過措置)

いては、なお従前の例による。 六号) 則 抄 (平成二二年四月二七日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行前に確定した刑の時効 刑法第三十一条、第三十二条及び第三十四条第 期間については、第一条の規定による改正後の 項の規定にかかわらず、 なお従前の例によ

附 四 号 則 抄 -成二三年六月二四日法律第七

則

(平成二九年六月二一日法律第六

第一条 この法律は、 日を経過した日から施行する。 (経過措置) 公布の日から起算して二十

(施行期日)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 については、 なお従前の例による。

附 則 九号) 抄 (平成二五年六月一九日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から (経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の刑法第二十 七条の二第一項の規定は、この法律の施行前に した行為についても、適用する。

八六号) (平成二五年一一月二七日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 2

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する (罰則の適用等に関する経過措置)

第十五条 前条の規定によりなお従前の例による 刑法第二百十一条第二項の罪は、附則第三条のこととされる附則第二条の規定による改正前の 罰則の適用については、なお従前の例による。 については同項第三号に掲げる罪とみなす。 後の少年法第二十二条の四第一項の規定の適用 号に掲げる罪と、附則第四条の規定による改正三十三第一項の規定の適用については同項第四 規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六条の

附 則 抄 (平成二八年六月三日法律第五四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

条及び第百六十一条の改正規定に限る。)、第 三条及び第五条の規定 三条、第五条及び第八条の規定並びに附則第 て二十日を経過した日 第一条(刑事訴訟法第九十条、第百五十一 公布の日から起算し 3

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 日を経過した日から施行する。ただし、次の各 (施行期日)

行する。

の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅いおいて「刑法一部改正法」という。)の施行 日 法律(平成二十九年法律第七十二号。同条に 附則第五条第二項 刑法の一部を改正する

(調整規定)

第五条 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の 施行の日後となる場合には、刑法一部改正法の は、同号カ中「、強制性交等」とあるのは「、 処罰法別表第三第二号カの規定の適用について 施行の日の前日までの間における新組織的犯罪 強姦」と、「準強制性交等」とあるのは「準強 姦」とする。

とあるのは「同条第十四号」とし、刑法一部改 ち刑法第三条の改正規定中「同条第十二号」と 正法附則第六条の規定は、適用しない。 あるのは「同条第十三号」と、「同条第十三号」 前項の場合においては、刑法一部改正法のう

附則 号) 抄 (平成二九年六月二三日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。 (経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰につ いては、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の刑法(以下「旧法 という。) 第百八十条又は第二百二十九条本文 くても公訴を提起することができる。 るものを除き、この法律の施行後は、告訴がな 際既に法律上告訴がされることがなくなってい 罪の未遂罪を除く。)であってこの法律の施行 旧法第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの 四条の罪及び同条の罪を幇助する目的で犯した とができないとされていた罪(旧法第二百二十 前に犯したものについては、この法律の施行の の規定により告訴がなければ公訴を提起するこ

罪を幇助する目的で犯した旧法第二百二十七条 ていた罪(旧法第二百二十四条の罪及び同条の なければ公訴を提起することができないとされ 旧法第二百二十九条本文の規定により告訴が

この限りでない。 誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をし 第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪を除く。) 第二項に規定する期間が経過しているときは、 和二十三年法律第百三十一号)第二百三十五条 則第四条の規定による改正前の刑事訴訟法(昭 られない。ただし、この法律の施行の際既に附 たときであっても、そのためにその効力を妨げ てこの法律の施行後にする告訴は、略取され、 であってこの法律の施行前に犯したものについ

罪並びにこれらの罪の未遂罪であってこの法律 後にする告訴の効力については、なお従前の例 の施行前に犯したものについてこの法律の施行 する目的で犯した旧法第二百二十七条第一項の による。 旧法第二百二十四条の罪及び同条の罪を幇助

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後三年を目途と よる改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性 措置を講ずるものとする。 ると認めるときは、その結果に基づいて所要の の施策の在り方について検討を加え、必要があ 犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うため して、性犯罪における被害の実情、この法律に

号 附則 抄 (平成三〇年七月一三日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

四 第二条並びに附則第十条、第十三条、第十 して二年を超えない範囲内において政令で定 ら第二十六条までの規定 公布の日から起算 四条、第十七条、第十八条及び第二十三条か める日

五略

(政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で 定める。